

令和5年4月

定例教育委員会会議

会議録

令和5年4月25日開催

# 会 議 録

開催日時	令和5年4月25日（火）	午後2時00分 午後3時33分	開会 閉会																												
場 所	旭川市教育委員会 会議室																														
出席者	局長及び委員	教育長 野崎 幸宏, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉, 委員 坂田 葉子																													
	事務局 説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長</td> <td>品田 幸利</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長</td> <td>佐藤 弘康</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>石原 伸広</td> <td>社会教育部次長</td> <td>主藤 肇</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>眞田 眞</td> <td>中央図書館長</td> <td>西野 明子</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長</td> <td>熊谷 修</td> <td>博物館長</td> <td>矢萩 恵</td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td>山本 厚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員課長</td> <td>佐藤 文泰</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹</td> <td>田村 貴史</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	佐藤 弘康	学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	主藤 肇	学校教育部次長	眞田 眞	中央図書館長	西野 明子	学校施設課長	熊谷 修	博物館長	矢萩 恵	学務課長	山本 厚			教職員課長	佐藤 文泰			教育政策課主幹	田村 貴史		
	学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	佐藤 弘康																											
学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	主藤 肇																												
学校教育部次長	眞田 眞	中央図書館長	西野 明子																												
学校施設課長	熊谷 修	博物館長	矢萩 恵																												
学務課長	山本 厚																														
教職員課長	佐藤 文泰																														
教育政策課主幹	田村 貴史																														
事務局 職員	教育政策課主査 朝倉 裕幸 教育政策課 金平 龍之介																														
傍聴者	0人																														
公開・非公開の別	一部非公開																														
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル審査会委員の委嘱について</li> <li>・議案第2号 旭川市博物館協議会委員の任命について</li> <li>・報告第1号 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和5年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について</li> <li>(2) 令和6年度から使用する旭川市立小学校用の教科用図書の採択事務について</li> <li>(3) （仮称）旭川市いじめ防止条例の制定について</li> <li>(4) 旭川市議会令和5年第1回定例会の報告について</li> <li>(5) 令和5年度旭川市教員研修計画について</li> <li>(6) 庁用自動車による交通事故について</li> <li>(7) 庁用自動車による交通事故について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>																														

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和5年4月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和5年1月定例教育委員会会議（令和5年1月24日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。異議ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和5年1月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 委 員 長	<p>なお、令和5年2月定例会及び3月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということよろしいですか。異議ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、令和5年2月定例会及び3月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p>
各 委 員 長	<p>議案第1号「旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル審査会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（3）「（仮称）旭川市いじめ防止条例の制定について」及び報告事項（6）「庁用自動車による交通事故について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。異議ありません。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号、議案第2号、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告事項（3）及び報告事項（6）については、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>《 報 告 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p>
各 委 員 長	<p>報告事項（1）「令和5年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実</p>

田村教育政策課主幹

施方針について」、報告願います。

この点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の事務に関する前年度の取組について、報告書を作成することとなっており、実施方針について御説明いたします。

「点検・評価の対象」につきましては、「教育委員会の活動状況」と「第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」の二つといたします。

また、「点検・評価の方法」ですが、「教育委員会の活動状況」については、法に規定されている教育委員会の事務に沿って、学校の設置関係、規則制定関係などの実施状況を総括し、課題等を踏まえた今後の在り方を示してまいります。

「第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画における施策・事業等の実施状況」については、「学校教育基本計画」では、基本理念の下、三つの目標を設定しており、この計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。

「社会教育基本計画」では、二つの基本理念と、その実現のための五つの基本目標ごとに、成果目標を設定しており、この計画に基づく取組や各施策事業等の実施状況を点検・評価してまいります。

いずれの基本計画につきましても、課題等を踏まえ、今後の方向性を示してまいります。

なお、「学識経験者の意見聴取」につきましては、大学教員2名から意見を聴取する予定であります。

「点検・評価の結果に関する報告書の作成等」につきましては、昨年度における施策事業の点検・評価でありますので、市議会での令和4年度決算審査との時期について整合を図ることや、その結果を令和6年度の事業構築・予算編成作業に反映させていくという観点を踏まえ、9月に開会されます市議会に提出を予定しております。

このため、点検・評価の報告書案につきましては、それまでに教育委員会会議に付議してまいります。

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長

本案について、御意見、御質問等がありますか。  
ありません。

それでは、報告事項(1)「令和5年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「令和6年度から使用する旭川市立小学校用の教科用図書の採択事務について」、報告願います。

学 務 課 長

本年度は、旭川市立小学校用の教科用図書の採択を行う年であり、その採択事務について、御説明いたします。

まず、今後の予定といたしましては、5月定例教育委員会会議において、教科書調査委員の任命、採択方針、調査委員会への諮問内容、採択結果等の公表方法についてを御審議いただく予定です。

教科書調査委員会は、旭川市教科書調査委員会条例の規定により、教科書の採択について必要な事項を調査、審議することを目的として設置するものであり、小学校用教科書の採択に当たっては、小学校の校長及び教員で構成される1号委員が42人、学識経験を有する者で構成される2号委員が12人、委員会事務局の職員で構成される3号委員が6人の合計60人で組織することが、旭川市教科書調査委員会条例に規定されております。

委員の選任に当たって、1号委員については、校長は旭川市小学校長会に、教員は各小学校長に対し推薦依頼を行い、42人の選任案を事務局で作成いたします。また、3号委員は教育指導課の指導主事とし、6人の選任案を事務局で作成します。

学識経験者で構成する2号委員については、前回の採択の際は、大学教

授等が4人，保護者5人，教育研究機関職員1人，社会教育委員1人，幼稚園園長1人という内訳となっており，今回も同様とする方向で検討を進めております。大学教授等は市内の大学に，保護者は旭川市PTA連合会に，教育研究機関職員は上川教育研修センターに，社会教育委員は旭川市社会教育委員会に，幼稚園園長は旭川私立幼稚園協会に，それぞれ推薦依頼を行い，12人の選任案を事務局で作成いたします。

この選任案を来月の定例教育委員会会議で御審議いただき，調査委員を任命します。併せて，採択方針，調査委員会への諮問内容及び採択結果等の公表方法についても御審議いただきます。

6月から7月中旬にかけては，調査委員会及び教科ごとに設置される小委員会を開催するとともに，教科書展示会を中央図書館等で開催します。現時点においては，令和3年度から使用する中学校用教科書採択の際の展示会と同様に，中央図書館，神楽図書館，永山図書館及び東光図書館の4会場での開催を予定しております。

7月下旬に調査委員会からの答申をいただき，7月に開催される教育委員会会議において，各小委員会委員長から答申内容の説明，調査研究結果の報告をさせていただきます。その後の教育委員会会議において教科書採択の御審議をいただく予定です。

本案について，御意見，御質問等がありますか。

ありません。

それでは，報告事項（2）「令和6年度から使用する旭川市立小学校用の教科用図書の採択事務について」は，報告を受けたこととします。

次に，報告事項（4）「旭川市議会令和5年第1回定例会の報告について」，報告願います。

所管事項に係る質疑の概要について，御報告申し上げます。

会期は，令和5年2月20日から同年3月24日までの通算33日間，学校教育部に係る議案は令和4年度旭川市一般会計補正予算及び令和5年度旭川市一般会計予算についてでした。

最初に，令和5年2月16日に開催された経済文教常任委員会において，（仮称）旭川市いじめ防止条例骨子案に係る意見提出手続の実施について，自民党・市民会議の高橋委員，公明党の中村委員，日本共産党の能登谷委員，民主・市民連合の江川委員から，市長の是正勧告権限を行使する際の審議会での意見聴取について，条例の基本的な考え方や内容，スケジュールについて，旭川市子ども条例との整合性，市長部局との関わりなどについて，質疑がございました。

次に，令和4年度予算の補正に係る補正予算等審査特別委員会での質疑が2月21日及び同月22日の2日間で行われ，自民党・市民会議の佐藤委員から，給食施設整備費について，日本共産党のまじま委員から，小中学校の耐震化について，質疑がございました。

また，2月28日に開催された経済文教常任委員会において，（仮称）旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見等の募集に係る保護者への周知について，日本共産党の能登谷委員，自民党・市民会議の高橋委員，民主・市民連合の江川委員から，旭川市のホームページから意見提出手続のページにたどり着くのが難しいという保護者からの指摘に対する市の見解について，保護者等が気軽に意見を寄せられる工夫をすべきではないかなどについて，質疑がございました。

次に，3月2日及び同月3日の2日間，代表質問が行われ，5党派全てから質問がございました。

自民党・市民会議の上村議員から，学校給食支援補助金，コロナ対応の変化に伴うマスクの扱い，ICTを活用した教育の更なる推進などについて，民主・市民連合の品田議員から，給食費の値上げ分の公費負担や公会計化，インクルーシブ教育への課題などについて，公明党の室井議員から，

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長

学校教育部長

発達障害について、日本共産党の小松議員から、学校給食費の無償化、いじめ・不登校対策、教職員未配置問題と教職員働き方改革、就学援助制度などについて、無党派Gのひぐま議員から、不登校予備軍への対策と対応、子どものうつ病についての認識とその対策について、質問がございました。

次に、3月7日に大綱質疑が行われ、3人から質疑がございました。

日本共産党の石川議員から、学校給食費や、生理用品の学校トイレへの設置について、公明党のもんま議員から、学校給食における地産地消の取組について、無党派Gの上野議員から、いじめ防止対策や学校教員の定数、学校部活動などについて、質疑がございました。

次に、予算を含めた議案に対する予算等審査特別委員会総務経済文教分科会での質疑が3月13日から同月17日までの5日間行われ、質疑者13人中9人から質疑がございました。

自民党・市民会議の安田委員から、感染症対策や、学校施設における教育環境の整備について、民主・市民連合の江川委員から、タブレットの持ち帰りについて、公明党の高花委員から、いじめやスクールカウンセラー活用推進費について、日本共産党の能登谷委員から、新年度のいじめ防止対策について、無党派Gの上野委員から、環境教育や学校照明LED整備費について、無所属ののむらパターンソン委員から、英語教育推進費について、無所属の横山委員から、部活動の地域移行、少人数学級編制費、特別支援教育補助指導員、スクール・サポート・スタッフの配置などについて、日本共産党の石川委員から、小中学校適正配置や少人数学級編制費について、民主・市民連合の品田委員から、旭川市子ども議会や教育支援活動促進費などについて、質疑がございました。

学校教育部の報告は以上でございます。

引き続き、社会教育部関係部分について御報告申し上げます。

3月2日及び同月3日に行われた代表質問において、4会派4人から質問がございました。

自民党・市民会議を代表して上村議員から、「令和5年度予算と今津市政が目指すもの」として、フライデーナイトジャズについて、また「豊かな教育環境へ」として、電子書籍サービスなど2項目について、民主・市民連合を代表して品田議員から、「市政方針について」として、家庭教育支援条例について、また「教育行政方針について」として、市民文化会館の基本構想策定など3項目について、公明党を代表して室井議員から、「教育行政について」として、市民文化会館建替えについて、無党派Gを代表してひぐま議員から、「市政方針について」として、大雪山カムイミントラジオパーク構想について、また「教育行政方針について」として、電子書籍サービスなど2項目について、質問がございました。

次に、3月7日に行われた大綱質疑において、1会派1人から質疑がございました。

公明党のもんま議員から、「教育行政について」として、公民館の位置付けについて、質疑がございました。

次に、予算等審査特別委員会総務経済文教分科会では、6会派7人から質疑がございました。

自民党・市民会議の安田委員から、大雪山カムイミントラジオパーク構想など2項目について、民主・市民連合の江川委員から、博物館法改正に伴う博物館の対応について、日本共産党の能登谷委員から、大雪クリスタルホールの計画的な施設改修など2項目について、無党派Gの上野委員から、旭川ミュージックウィークなど2項目について、無所属の横山委員から、アイヌ施策について、公明党の中村委員から、大雪クリスタルホールについて、民主・市民連合の品田委員から、彫刻美術館費について、質疑がございました。

社会教育部の報告は以上でございます。

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（４）「旭川市議会令和５年第１回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（５）「令和５年度旭川市教員研修計画について」、報告願います。</p>
教 職 員 課 長			<p>教員研修計画は、都道府県と中核市に策定が義務付けられており、毎年度策定しているものです。今回策定した計画は、昨年度までの計画から大きく内容を見直したため、その概要について、別紙の参考資料にまとめましたので、そちらを基に説明いたします。</p> <p>「１ 教育公務員特例法の改正」にあるとおり、国は、令和４年５月、教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正を行い、教員免許更新制を廃止し、それに代わるものとして、研修記録の作成と資質向上に関する指導助言等に関する規定を設け、本年４月から新たな研修制度が開始されることとなりました。このため、今回、教員研修計画の内容を大きく見直しており、研修計画に記載している基本的な考えについても、このような国の動きや道教委の計画の内容も踏まえて規定しています。次に、「２ 基本方針の見直し」ですが、現在、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現が求められていることから、今回、本市が目指す教員の学びの姿を明確にし、基本方針についても、五つの内容に見直し、研修計画に記載しています。</p> <p>次に、「３ 研修履歴を活用した受講奨励」ですが、国は、今回導入する新たな研修制度において、研修履歴を活用した受講奨励の仕組みを導入しており、今回、これが最も大きなポイントとなっております。このため、国はガイドラインを策定していますが、そこでは、教員が管理職と対話する中で、自らの研修ニーズと自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校での役割を踏まえ、必要な学びを主体的に行うことが基本とされています。</p> <p>今回、教員研修計画では、受講奨励に係る基本的な事項として、ここに記載の７点について規定しています。今後、校長は、研修記録を上手に活用しながら教員の指導助言を行うことが必要となります。</p> <p>最後に、「４ 研修内容等一覧」です。旭川市の教員が受講可能な研修は様々ありますが、ここにある四つに分類して、研修計画に記載しています。</p> <p>一つ目は、市教委が実施する研修で、法定研修等の基本研修のほか、教育課題に関する研修や専門研修を実施します。二つ目は、子ども総合相談センターが実施する研修で、主に特別支援教育に関する研修です。三つ目が、上川地区の教員が受講できる上川教育研修センターが実施する研修で、四つ目が任命権者である道教委が実施する研修です。</p> <p>以上、新たな研修制度を踏まえ、研修計画に基づき効果的に研修を実施し、教員の資質向上を図ってまいります。</p>
教 本 田	育 委 員	長 員	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>様々な研修が用意されておりますが、教員が主体的に研修を受けていく意識や環境を作っていくことが重要だと思います。若年層からベテラン層まで、それぞれのキャリアステージに応じた研修を自ら自覚し、より深めていくことが大事だと思います。それは、自分の資質向上、そして、子どもたちのためとなりますので、積極的に取り組んでほしいと思います。</p> <p>また、近年、臨時採用の教員が増えている状況ではありますが、正職員の研修機会は多いと思いますが、臨時採用の教員の研修機会が少ないと感じますので、臨時採用の教員に対する研修の充実についても、検討していく必要があると考えます。</p>
近 藤	委 員	員	<p>「４ 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」の「（２）対象となる教員の範囲」の中に、助教諭とありますが、これはどのような教員なの</p>

教職員課長	<p>でしょうか。</p> <p>具体的に申し上げますと、例えば、小学校教諭の正式な免許はありませんが、中学校の教員免許を持っている場合に、道教委で、臨時免許状を発行してもらい、特別に小学校の教員として、勤務していただくような場合について、助教諭という取扱いになっております。</p>
近藤委員	それは正職員の教員となりますか。
教職員課長	助教諭の場合は、通常、臨時採用の教員となります。
近藤委員	その助教諭が、臨時採用の場合は、これらの研修が受けられないということですか。
教職員課長	<p>そうなります。ただ、臨時採用教員については法令上、この研修履歴の記録の対象から除かれています。臨時採用教員も、資質向上のために、校長が研修履歴を把握し、オンライン研修なども活用しながら、研修機会の充実に努めていくよう促していきたいと考えております。</p>
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	<p>それでは、報告事項（５）「令和５年度旭川市教員研修計画について」は、報告を受けたこととします。</p>
中央図書館長	次に、報告事項（７）「庁用自動車による交通事故について」、報告願います。
中央図書館長	<p>本件は、本年２月１８日午後４時３０分頃、市内８条通６丁目におきまして、中央図書館職員が運転する庁用の小型貨物車が、相手方の自動車と接触し、相手方車両に損害を与えたものでございます。</p>
中央図書館長	<p>過失の割合は、市が８０％でございまして、損害賠償の額を８万９６０円と定め、３月２４日に地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分をさせていただいたものです。</p>
中央図書館長	交通安全につきましては、日頃から職員に対して注意を喚起しておりますが、今後、一層の周知徹底を図り、交通事故防止に努めてまいります。
中央図書館長	なお、この件につきましては、旭川市議会令和５年第１回臨時会におきまして専決処分の報告をしております。
教 育 長	本案について、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項（７）「庁用自動車による交通事故について」は、報告を受けたこととします。
《 そ の 他 》	
教 育 長	他に、何かありますか。
各 委 員	ありません。
事 務 局	ありません。
《 秘 密 会 》	
教 育 長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p>
教 育 長	<p>議案第１号「旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル審査会委員の委嘱について」、議案第２号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第１号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第３号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第４号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いま</p>

各  
教

委  
育

員  
長

すが、いかがですか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号、議案第2号、報告第1号、報告第2号、報告第3号及び報告第4号については、会議録には概要を記載することといたします。

<議案第1号「旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル審査会委員の委嘱について」>

令和5年4月25日から受託候補者の決定日までを任期とする旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル審査会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第2号「旭川市博物館協議会委員の任命について」>

令和5年4月25日から令和6年6月30日までを任期とする旭川市博物館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」>

令和5年4月1日から令和6年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和5年3月26日から同年4月3日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和5年2月1日から同年4月5日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和5年3月16日から同年4月4日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

教  
育

長

次に、報告事項（3）「（仮称）旭川市いじめ防止条例の制定について」、報告願います。

眞田学校教育部長

本件は、（仮称）旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の結果について報告するものです。

令和5年2月定例教育委員会会議において御審議いただいた本条例の骨子案に対しまして、令和5年2月18日から同年3月19日までの間、意見提出手続を実施いたしました。

資料1は、意見提出手続で寄せられた御意見と、それに対する教育委員会の考え方を整理したものです。

令和5年3月定例教育委員会会議において報告いたしましたとおり、意見提出手続における意見は、27件ございました。条例を制定することに対しては、肯定的な意見が大部分でありました。

意見の概要といたしましては、前文や基本理念等、条例の記載内容の変更を求める意見がございました。これらの意見につきましては、条例案の策定において、記載の内容や表現等の変更を検討する旨を回答したいと考えております。

また、道徳教育推進に関する意見、加害児童生徒への対策に関する意見など、具体的な対応を充実することを求める意見がございました。これらの意見につきましては、人権教育に係る学習の充実など、本市のいじめの防止等のための具体的な取組についてお伝えするとともに、市のいじめ防止基本方針に反映する旨を回答したいと考えております。

加えて、条例の普及啓発に関する意見がございました。これらの意見につきましては、条例に関する学習の実施や児童生徒向けリーフレットの配付など、児童生徒や保護者への普及啓発に取り組む旨を回答したいと考えております。

そのほか、教育委員会のいじめ問題に取り組む姿勢や対応を改めることを求める意見がございました。これらの意見につきましては、教育委員会として真摯に受け止めるとともに、子どもが安心して生活し学ぶことができるよう、いじめ対策に取り組む旨を回答したいと考えております。

なお、資料2は、意見提出手続の結果を踏まえて作成した、現時点における条例の素案でございます。

今後のスケジュールでございますが、「寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方」につきましては、5月22日に開催される子育て文教常任委員会において報告し、意見提出者に個別に回答するとともに、市のホームページに掲載し、公表いたします。

また、条例の素案について関係部局等に意見照会を行うなどして、条例案を整理し、5月定例教育委員会会議において、条例案について御審議いただくとともに、6月の議会審議を経て、7月の条例施行を目指してまいります。

教 育 長  
本 田 委 員

本案について、御意見、御質問等がありますか。

貴重な意見をいただきましたが、全ての意見を網羅することは難しいと思いますので、市としての方針をしっかりと定めた条例であれば良いと思います。また、条例はできるだけ端的で分かりやすくし、制定後の取組で具体策などを示していくのが良いと思います。そして、何よりも子どもたちが安全で安心な学校生活、社会生活を送れるような条例となることが大切だと思います。

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長

他に御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(3)「(仮称)旭川市いじめ防止条例の制定について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(6)「庁用自動車による交通事故について」、報告願います。

学校施設課長

本件は、令和5年3月31日に市内東旭川町米原の旭川第1小学校敷地内において、旭川小学校に勤務する会計年度任用職員の学校用務員が運転する庁用の普通貨物自動車の後退したところ、後方に駐車していた相手方車両に接触し、破損させたものであります。

過失の割合は、市が100%でございまして、その損害の額を137,405円と定め、令和5年4月20日に地方自治法第180条第1項の規定による専決処分を行い、示談が成立いたしました。

交通安全につきましては、日頃から職員に対し指導を行っているところでございますが、今後、一層、指導を徹底し、交通事故防止に努めてまいります。

なお、本件につきましては、旭川市議会令和5年第2回臨時会で専決処分の報告を行う予定です。

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。        ありません。        それでは、報告事項（６）「庁用自動車による交通事故について」は、        報告を受けたこととします。</p>
《 そ の 他 》			
教 各 事 教	育 委 務 育	長 員 局 長	<p>他に、何かありますか。        ありません。        ありません。        それでは、以上で令和５年４月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
《 閉 会 》			